

別記様式（第3条関係）

## 会 議 録

### 1 会 議 の 名 称

平成29年度第2回石岡市男女共同参画審議会

### 2 開 催 日 時

平成29年7月21日（金）午前10時00分から 正午まで

### 3 開 催 場 所

石岡市役所 本館1階 大会議室

### 4 出席した者の氏名

清山会長，高城副会長，高田委員，古谷野委員，美留町委員，石毛委員，松本委員，八木委員，貝塚委員，岡里委員（委員10名）

事務局：佐々木公室長，細谷次長，瀬尾課長，石渕課長補佐，長谷川係長，横瀬主幹，地域計画株式会社

### 5 議 題

- （1）第2次石岡市男女共同参画基本計画の施策体系（案）について
- （2）第2次石岡市男女共同参画基本計画の素案について

### 6 そ の 他

- （1）次回審議会：平成29年9月21日 午前10時00分から 石岡市役所 本館1階 大会議室にて

### 7 審 議 の 内 容

議事録のとおり

### 8 担 当 課 の 名 称

市長公室 政策企画課

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 議事

清山会長により議事の進行

(1) 第2次石岡市男女共同参画基本計画の施策体系(案)について

事務局：資料1に基づき説明

会長：ただ今の説明に対し、意見・質疑等あればお願いしたい。

委員：基本目標2 基本施策1 施策の方向性2「育児・介護休暇制度の積極的な活用」については、「休暇」と「休業」は別物なので、介護休業「等」とした方が良いのではないかと。

会長：確かに、ご指摘の通りと思う。

会長：基本目標の2と3は、いずれもワークライフバランスに関する事なので、2-1は「職場の」ワークライフバランスとした方が良くと思う。

1-1-1は「企業における方針決定過程への・・・」となっており、1-2-1では「指導的立場への・・・」となっている。両者とも、主旨は同じであり、国では「指導的」という言葉を使っている。いずれにしても、表現は揃えた方がよい。

また、具体的にしたいと思うことや行政にしてほしいと思うことがあり、それらがこの骨子の施策の方向性のどこにもあてはまらないという場合、今がそれらを入れ込むタイミングである。企業の立場から気になること、あるいはPTA活動や高齢者に関する活動など、地域づくりに含まれることなどで気になることがあれば、ご指摘いただきたい。

1-3-1は「地域づくりへの女性の参画促進」で、「方針決定過程に」の言葉がない。1-1-1や1-2-1と表現が揃っていない点はやや気になる。学校に関して「指導的」ということであれば、女性校長を出すということになるが、「参画促進」ではそれは入らない。会長は男性でないと、という地域もあるが、石岡ではどうか。

委員：地域の集まりなどでは、男女というよりも、家長・世帯主が出る雰囲気がある。

会長：世帯主が出るという条項があるのか。

委員：以前からの慣行となっている。

委員：基本目標1の基本施策4に関しては、女性が指導的立場につくといったことの前に、そうした場に出てきていない。ここは本当に大事な点なので、「意識の改革」はもっと分かりやすく「固定的な性別役割分担意識の改革」とするとか、「社会制度・慣行」を分ける、もしくは「社会制度」を後ろにもってくるなど、よく考える必要があると思う。

会長：市民にすぐに分かっていただく必要があるので、分かりやすいことは大切なことである。

委員：市町村ならではの産業構造も気になる。特に農山漁村は、変化が起きにくい部分だ

が、石岡市ではそれをどこに落とし込むのか気になる。

会長：社会制度・慣行の見直しをここに入れた意味は、大枠の見直しを進めるということ。その際、学校は次世代の意識や価値観を変えるという点ではいい組織であり、また子供の保護者の意識を変えるという使い方もできる点で大きな影響力のある組織。ただ、地域によっては、学校行事などで学校の都合を前面に出し、個人のワークライフバランスを損ねていることもある。石岡市はどうか。

委員：石岡では、三者面談などは希望を聞いて調整しており、授業参観もフリー参観になっている。

委員：意識の改革が先に来て、社会制度・慣行が変わるのではないか。

委員：社会制度改革としての具体的な内容は何かあるのか。

会長：例として、配偶者手当の廃止がある。配偶者手当は、女性の就業参加率を上げることに對して抑制的に働く。そのために配偶者手当を廃止し、子どもへの手当にて上乗せするということは、ひとつの慣行の見直しとして考えられる。また、妻が夫を扶養している場合、配偶者手当が出ないこともある。世帯主は男性が多いので、扶養手当を世帯主に限定する世帯主条項は、間接的な差別として見直しの対象となる。

農家などでの、意志決定のプロセスはどうか。

委員：物事をいざ決定する場に出て行き、女のくせにと言われたことはある。

会長：6次産業化などの際、女性の目線が入った方が良い。女性だけでやるのではなく、今まで男性だけだった中に女性の視点が入ることで、交じり合っただけのものができる。

他にご意見は。

委員：長くなるが、1-4は「女性の活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し」としたらどうか。

会長：女性活躍はあらゆる場に関係するので、それはよいと思う。

委員：4-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」については、方向性が手厚い印象。2と3はまとめてもよいのではないか。

事務局：2の相談体制と3の支援体制は重なる部分が多いので、まとめます。

委員：1-3と1-4は逆にしたらどうか。女性の活躍推進があつて、地域活動における男女共同参画が実現するのではないか。また、1-4-1「学校教育における男女共同参画の推進」が、制度や慣行の見直しに関わっている感じがして違和感がある。

会長：1-4-1の書き方の場合、他と表現が揃っておらず違和感がある。

委員：受け取り方はいろいろあると思うが、理系女子などをはじめとして、いろいろな選択肢があるよといったことを教育するということとも捉えられるが。

事務局：アンケートで男女共同参画は理解されていないことが示されていますが、大人になってから啓発してもなかなか難しいということがありますので、子どもの頃から男女共同参画の意識を教育しましょうということです。また、社会制度・慣行の見直しに関する質問でも、結果

は芳しくありませんので、それを踏まえて、第2次計画では明確に位置付けてしっかりやっていきたいと思います。

会長：中身の理解については、我々の中にずれはないと思われる。

事務局：「教育」ではなくて、「学校環境の中で」ということだと思います。

会長：「学校教育における」とすると、限定されて解釈されてしまう懸念がある。

事務局：「学校教育」という表現がよくないのではないのでしょうか。学校は直接的な教育だけではないので。

委員：「学校教育を通じた」とするのはどうか。

委員：基本方針2「仕事と生活が調和できる就業環境の整備」ですが、基本施策に「働く女性、働きたい女性への支援」があるので、前回の「男女がともに働きやすい就業環境の整備」の方向がしっかりとする。また、2-2-2には、セクハラも入れた方が良いと思う。

会長：そう思う。ただ、前回は基本目標3が「家庭と仕事・地域活動の両立支援」となっていて、ここで「両立支援」を限定してしまうことに問題があった。そこは今回、「社会環境の整備」となっている。

委員：「社会環境」というとインフラ整備に取れるが、基本施策や施策の方向性を見るとそうではないようだ。

会長：どうしてここに家庭環境と書いてあるのか理由がわからない。

委員：前の資料の「家庭・地域環境の整備」とすればいい。

委員：社会環境の中身を、家庭・社会基盤整備としたらどうか。

委員：「家庭環境等」としたらどうか。

会長：それは範囲が狭すぎると思う。この表現は最終的には残らないし、意識は共有できていると思うので、一度ペンディングにして、良い案が出たら後で聞く形にしたい。先ほど1-3と1-4を入れ替えたという意見があったが、1~3がセットになっているので、このままにしたい。

事務局：いままでの議論での修正点をまとめます。

1-1-1を「指導的立場への女性の積極的登用の促進」へ

1-4を「女性の活躍に向けた意識改革・社会制度・慣行の見直し」へ

1-4-1を「学校教育を通じた男女共同参画の推進」へ

基本目標2を「男女が共に働きやすい就業環境の整備」へ

2-1を「職場におけるワークライフバランスの推進」へ

2-1-2を「育児・介護休業制度等の積極的な活用」へ

2-2-2を「パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント・マタニティーハラスメントの防止」へ

4-1の2と3を「2 DV被害者の保護及び相談支援体制の充実」に一本化

委員：2-1-2は「育児・介護休業制度等の活用促進」がよいと思う。

会長：ありがとうございます。他にご意見は。

委員：「促進」と「推進」は、使い分けていますか。

事務局：行政が主体的に推し進めるのが「推進」、促すのが「促進」と分けています。

委員：1-2の1と2は市役所が主体なので「推進」ではないか。

事務局：「推進」に修正します。

会長：他に細かな文言等で気になる所があれば、事務局へメール等で連絡願う。

## (2) 第2次石岡市男女共同参画基本計画の素案について

事務局：資料2に基づき説明

委員：P1の、意識の「見直し」、P17の学校教育の場を「除く」という表現については、再考が必要ではないか。

事務局：今回は計画の大枠をお示しするもので、今後、修正していきます。最終的な計画案の取りまとめは11月、次々回の審議会を予定しています。まだ時間がありますので、本日は持ち帰っていただき、確認をお願いします。ご指摘いただいた表現の部分などは今後時間をかけて修正します。

今後のスケジュールですが、今回骨子案が確定しましたので、本体の基本計画の素案策定に着手し、次回の審議会でご提示させていただきます。また、具体的な事業を記載した実施計画も、庁内関係課で洗い出しを行ってとりまとめ、次回以降にご審議いただきたいと思えます。また、「てにをは」等の細かい修正については、会長と事務局にお任せいただきたいと思えます。

会長：文言や言い回し、特別な言葉等は、それぞれ分野の専門分野の方の意見を聞いた方が、作業がきれいに進むと思う。読んで気になった部分は、ご指摘いただいた方がよい。

事務局：言葉不足でしたが、一任願うのは「てにをは」の部分で、ご指摘いただいた部分は修正内容がわかる形で直し、ブラッシュアップした上でお示しいたします。

会長：細かな点については一任いただくが、それ以外の点で気になる部分については、ご指摘願う。

## 4. その他

事務局：次回の審議会は、9月21日（木）午前10時から、この場で開催予定です。改めてご連絡しますので、よろしくお願ひ致します。

## 5. 閉会